

論文 / 著書情報  
Article / Book Information

題目(和文)	IR（統合型リゾート）を用いた埋立地における 新規都市開発と観光政策に関する研究
Title(English)	Research on Urban Development and Tourism Policies Utilizing IR (Integrated Resorts) in Land Reclamation Area
著者(和文)	鶴田一
Author(English)	Hajime Tsuruta
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12783号, 授与年月日:2024年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:真野 洋介,坂村 圭,室町 泰徳,那須 聖,大佛 俊泰,十代田 朗
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12783号, Conferred date:2024/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Category(English)	Doctoral Thesis
種別(和文)	審査の要旨
Type(English)	Exam Summary

(博士課程)

## 論文審査の要旨及び審査員

報告番号	甲第	号	学位申請者氏名	鶴田 一		
論文審査 審査員		氏名	職名		氏名	職名
	主査	真野 洋介	准教授	審査員	大佛 俊泰	教授
	審査員	坂村 圭	准教授		十代田 朗	特定教授
		室町 泰徳	教授			
		那須 聖	准教授			

### 論文審査の要旨 (2000 字程度)

本論文は、「IR(統合型リゾート)を用いた埋め立て地における新規都市開発と観光政策に関する研究」と題し、全8章で構成されている。

第1章「序論」では、研究の背景と目的、既往研究のレビュー、研究の構成・対象及び方法を示している。研究の背景として、埋立地における国内外の開発史について述べ、現在の日本には未利用である埋立地が多くあり、シンガポールの成功例にあるようにエンターテイメント等の要素を取り入れた施策により新規都市開発を行う必要があるとしている。また国際観光競争力において、我が国はビジネス観光面で他国に遅れを取っているとされているが、IR 施策を推進していくことでその欠点を補うことが可能であるとしている。そして研究の目的として、我が国で現段階まで行われてきた IR における議論・施策検討を、埋立地を用いた新規都市開発と観光政策の連動性に着目し、IRを用いた国際観光の先進国であるシンガポールにおける関連事項を分析・考察した上で、それらを比較することで新たな手法を導き出し、日本で現在も継続的に行われている IR 関連の議論・施策検討の一助となることを掲げている。

第2章「わが国におけるカジノ及びIRをめぐる言説の変遷と国会での議論」では、まず「特定複合観光施設整備法」の法制化に至る一般的世論を分析するため、朝日新聞から「カジノ」「IR」をキーワードとして社説・記事を抽出・分類しその変遷を考察している。その結果、カジノ合法化における議論が各時代背景に大きく影響されていることを明らかにしている。また国会での議論についても、同様のキーワードで抽出することによって、一般的世論及び経済成長率との関連性を明確に示している。

第3章「IR整備をめぐる候補自治体(大阪府・市)における議論と行政組織体制」では、大阪府議会会議録検索システムを用いて「IR」「カジノ」をキーワードとして関連する議事を抽出・分類し、「普及」施策では独自セミナーの開催、「依存症対策」では全国に先駆けた専門医療機関の指定、といった大阪 IR の特徴を明らかにしている。また組織体制についても、インタビュー調査等により IR 施策において強い権限を持つ IR 推進局の位置付けを明確化している。

第4章「大阪府の埋立地におけるIRを核とした新規都市開発」では、公表されている各種行政資料、議事録、及び大阪府市各局へのインタビュー調査等により夢洲でのIR開発計画に至る過程について調査・考察を行っている。その結果、IR 予定地である夢洲は、ゴミ処分場を目的として埋め立てられ、その後の活用施策である「テクノポート大阪計画」「オリンピック誘致」の失敗を経て、2025年に万博開催予定、2030年頃にIR開業予定となるという、政策と社会状況の紆余曲折の中で実施された計画過程を明らかにしている。

第 5 章「シンガポールにおけるカジノ合法化検討過程」では、同国の都市再開発局、観光局の政策の変遷を調査・分析するとともに、2005 年のリー・シェンロン首相の声明文を分析しその意図を読み取っている。さらに両者を比較することで、同国は 2000 年代初頭に、ビジネス観光の世界的拠点化を目指し都市開発と観光政策を連動させて IR 施策に取り組んできたことを明らかにしている。また、その連動性は同国のシームレスな行政組織体制に支えられていることも示している。

第 6 章「シンガポールの埋立地における IR を核とした新規都市開発の過程及び観光政策との関連」では、都市再開発局主催アカデミーへの参加による情報収集、現地調査、及び IR 開発時の実務担当者へのインタビュー調査によって、当初から埋立地にエンターテイメント・住居・レクリエーションゾーンを作ることを目的にコンセプトプラン、マスタープランにおいて土地利用計画を策定していることを明らかにしている。具体的には、2000 年代初頭、IR に照準を合わせて都市再開発局はインフラを含むコンセプトプランを策定しており、それに連動する形で観光局は観光マスタープラン「Tourism21」や「Tourism2015」により世界に向けてプロモーションしていった展開をまとめている。

第 7 章「シンガポールとの比較からみる大阪 IR の特徴」では、大阪 IR とシンガポール IR の政策、計画を比較することで大阪 IR の特徴と新たな手法について分析している。その結果、①大阪では、まず世論が官民一体組織の形成に影響し、そのことが府での議論・政策だけでなく国にも影響を与え法制化につながっていったこと、②大阪とシンガポールでは埋立地の開発順序が異なり、シンガポールでは、IR、緑地(植物園)、ビジネス、住宅と、賑わい空間づくり、ブランディングを優先して開発しているのに対し、大阪では、最初に物流倉庫、万博・IR という展開となっており、万博とのパッケージ化によって賑わい空間を一挙に作り出す意図は見えるものの、ビジネス拠点づくりとしては明確な計画性が見られないことなどを明らかにし、これらを踏まえた計画の連続性、都市開発と観光政策の連携のあり方について考察している。

第 8 章「結論」では、各章で得られた結果を踏まえ、世論と議会等での議論が政策に十分反映される会議体と、埋立地における IR を含む複合開発の際の一体的なまちづくりへの展開、行政の組織体制と観光政策の連動のあり方についてまとめるとともに、今後の課題について述べている。

以上を要するに、本論文は、これまで不明瞭であった大阪での IR 施策を用いた新規都市開発とそれに伴う観光政策の特徴と論点を、シンガポールの IR 施策と比較分析することで明らかにしており、日本の未来産業と成り得る IR に関する議論・施策検討の一助となる政策過程と開発手法を示したものであり、今後の都市開発と観光政策に貢献するところが大きい。よって本論文は博士(工学)の学位論文として十分な価値を有すると認められる。

注意：「論文審査の要旨及び審査員」は、東工大リサーチポジトリ(T2R2)にてインターネット公表されますので、公表可能な範囲の内容で作成してください。